

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.25

**【共通】問1** 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、一定の措置を命じたにもかかわらず、その措置が履行されない等のため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合等には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができるとされているが、消防長又は消防署長が使用停止命令等の措置を講ずる前に講じておく必要がある一定の措置として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物の関係者に対する法第4条第1項の規定に基づく資料提出命令
- (2) 防火対象物の関係者であって権原を有するものに対する法第5条第1項の規定に基づく火災予防措置命令
- (3) 防火対象物の管理について権原を有する者に対する法第8条第3項の規定に基づく防火管理者の選任命令
- (4) 防火対象物の関係者であって権原を有するものに対する法第17条の4第1項の規定に基づく消防用設備等の設置維持命令

**【消防用設備等】問1** 建築物と建築物が渡り廊下等により接続されている場合は、消防法令上、原則として1棟として取り扱う必要がある一方で、一定の要件を満たす場合は別棟として取り扱って差し支えないこととされているが、別棟として取り扱う場合の要件として誤っているものを1つ選べ。

- (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合、当該渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあることが必要である。
- (2) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合、接続される双方の建築物の構造にかかわらず、当該渡り廊下の有効幅員は3m未満であることが必要である。
- (3) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合、接続される双方の建築物相互間の距離は、一定の要件を満たす場合を除き、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えている必要がある。
- (4) 建築物と建築物が地下連絡路で接続されている場合、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備等が延焼防止上有効な方法により設けられている場合を除き、当該地下連絡路の長さは6m以上であり、その幅員は6m未満であることが必要である。なお、当該地下連絡路の天井部分は直接外気に常時開放されているものではないものとする。

**【消防用設備等】問2** 自動火災報知設備の受信機に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がないこと。
- (2) 操作部の各スイッチが正常な位置にあること。
- (3) 受信機又は総合操作盤の付近に警戒区域一覧図を備えておくこと。
- (4) アナログ式中継器及びアナログ式受信機にあっては当該中継器及び受信機の付近に表示温度等設定一覧図を備えておくこと。

答  
解説

- (1) 消防法第5条の2第1項第1号。  
資料提出命令に対して、資料の提出をしなかったり虚偽の資料を提出した者については30万円以下の罰金又は拘留に処することはできる（消防法第44条第2号）が、使用停止命令等の措置を講ずる前に講じておく必要がある一定の措置（命令）には該当しない。
- (2) 消防法第5条の2第1項第1号。
- (3) 消防法第5条の2第1項第1号。
- (4) 消防法第5条の2第1項第1号。

答  
解説

- (1) 消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日消防安第26号、消防庁安全救急課長通知。以下「26号通知」という。）第2、1、(1)。
- (2) 26号通知 第2、1、(2)。接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満であることが必要だが、その他の場合は6m未満であることが必要である。
- (3) 26号通知 第2、1、(3)。
- (4) 26号通知 第2、2、(4)。

答  
解説

- (1) 消防法施行規則第24条の2第1号イ。
- (2) 消防法施行規則第24条の2第1号ロ。
- (3) 消防法施行規則第24条の2第1号

ハ。受信機の付近には警戒区域一覧図を備えておく必要があるが、総合操作盤が設置されている場合は警戒区域一覧図を備えておくことを要さない。

- (4) 消防法施行規則第24条の2第1号ニ。

答  
解説

- (1) 消防法第3条第1項による。  
 (2) 消防法第5条の3第1項による。  
 (3) 消防法第5条第1項の主体は「消防長又は消防署長」である。  
 (4) 消防法第8条の2第3項による。

**〔防火査察〕 問1** 消防法に規定する命令の主体、命令要件、名あて人に関する組み合わせに関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

	命令条文	命令の主体	命令要件	名あて人
(1)	屋外の火災予防措置命令 (法第3条第1項)	消防長又は 消防署長そ 他の消防 吏員	屋外において火災の予防に 危険である行為であると認 めるとき	行為者
(2)	防火対象物に対する措置命 令 (法第5条の3第1項)	消防長、消 防署長そ 他の消防 吏員	防火対象物において消火、 避難その他の消防の活動に 支障となる物件が存置され ていると認めるとき	原則とし て、物件の 所有者、管 理者、占有 者で権原を 有する者
(3)	防火対象物に対する措置命 令 (法第5条第1項)	消防長又は 消防署長そ 他の消防 吏員	防火対象物の位置、構造、 設備又は管理の状況につい て、火災の予防に危険であ ると認めるとき	防火対象物 の関係者で 権原を有す る者
(4)	共同防火管理関係協議事項 作成命令 (法第8条の2第 3項)	消防長又は 消防署長	共同防火管理義務対象物で 消防法施行規則第4条の2 に定める共同防火管理の協 議すべき事項が定められて いないこと認めるとき	防火対象物 の管理につ いて権原を 有する者

**〔防火査察〕 問2** 消防法（以下「法」という。）に基づく命令を書面で発動する場合は、行政不服審査法の定めにより、処分の相手方に対し、上級行政庁があるので審査請求できる旨並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求できる期間を教示しなければならないが、教示に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条の3第1項に基づき、消防吏員が行った命令の審査請求をすべき行政庁は消防署長であり、審査請求期間は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内である。  
 (2) 法第17条第1項に基づき、消防長が行った命令の審査請求をすべき行政庁は市町村長であり、審査請求期間は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内である。  
 (3) 法第5条の2第1項に基づき、消防長が行った命令の審査請求をすべき行政庁は市町村長であり、審査請求期間は、命令を受けた日の翌日から起算して40日以内である。  
 (4) 法第8条第4項に基づき、消防署長が行った命令の審査請求すべき行政庁は消防長であり、審査請求期間については、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内である。

**〔防火査察〕 問3** 消防法第4条に基づき防火対象物の立入検査を実施する場合の立入検査の実施方法等に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 立入検査は、相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と、立入検査実

答  
解説

- (1) 法第5条の4及び違反処置マニュアルによる。  
 (2) 行政不服審査法第14条第1項及び違反処理マニュアルによる。  
 (3) 法第5条の4により、審査請求期間は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内である。  
 (4) 行政不服審査法第14条第1項及び違反処理マニュアルによる。

答  
解説

- (1) 立入検査マニュアルによる。

施の火災予防上の必要性を比較し、極力必要最小限度の関与となるよう、基本的に日中又は営業時間内等に行うことが望ましい。

- (2) 立入検査で関係のある場所に立ち入る場合は、関係のある者から請求があったときは、市町村長の定める証票を示さなければならない。
- (3) 立入検査を実施する場合において、立入検査の相手方に対する事前の通告は法令上必要としないが、既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要があるときは、できる限り事前の通告を実施し、効果的な立入検査の実施に留意する必要がある。
- (4) 立入検査の結果については、原則として、文書（通知書）で違反改修の履行義務者に通知する必要があるが、当該文書は法に基づき違反事項の是正を強制するものであるため、不服申立て等の対象となる場合があるので、違反事実の根拠法令を明確にしなければならない。

**【危険物】問1** 次のうち、泡消火設備が適応するとされていないものはどれか。

- (1) 第4類の危険物
- (2) 禁水性物品以外の第3類の危険物
- (3) 電気設備
- (4) 第5類の危険物
- (5) 建築物その他の工作物

**【危険物】問2** 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所における、危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外の組み合わせとして誤っているものはどれか。

- (1) 引火性固体と危険物に該当しない固体又は液体であって引火点を有するもの
- (2) 第4類の危険物と石炭・木炭類
- (3) 危険物と危険物に該当しない不燃性の物品
- (4) 第4類の危険物と合成樹脂類
- (5) 第4類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものと有機過酸化物又は有機過酸化物のみを含有するもので危険物に該当しないもの

- (2) 法第4条第3項による。
- (3) 立入検査マニュアルによる。
- (4) 通知書は法的には違反事項の是正を強制するものではなく、あくまでも行政指導に属するため、不服申立ての対象とはならない。

なお、設置義務のない関係者に消防用設備等を設置しまったなど、関係者に損害を与えた場合は、国家賠償法第1条に基づく損害賠償の対象となることはある。

答

**解説** 消火設備は、対象物の消火特性に応じた、適応するものを設置しなければならない。

[参照条文]

危険物の規制に関する政令第20条、別表第5

答

**解説** 貯蔵所においては、危険物以外の物品を貯蔵しないこととされているが、危険性や流通実態を勘案して例外規定が定められている。

[参照条文]

危険物の規制に関する規則第38条の4第1号

危険物の規制に関する政令第26条第1項第1号

## 昇任試験実力養成講座・救急救命士国家試験問題模擬テスト・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

### 昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

#### 【地方自治】

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (ア) 役務の提供  
(イ) 負担  
(ウ) 法人  
(エ) 地方税  
(オ) 主たる事務所  
(カ) 本店

#### 【地公法】

- 問1 答 (3)
- 問2 答 (5)

#### 【消防組織】

- 問1 答 (ア) 連合して  
(イ) 都知事  
(ウ) 市長  
(エ) 一部事務組合  
(オ) 一の市
- 問2 答 (3)、(4)

#### 【消防教養】

- 問1 答 (3)

#### 【消防法規】

- 問1 答 (2)
- 問2 答 (4)
- 問3 答 ①消火活動

- ②火災の原因
- ③火災及び消火
- ④受けた損害

- 問4 答 ① 関係者  
② 必要な資料の提出  
③ 報告  
④ 検査させる

#### 【消防設備】

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (3)
- 問3 答 (1) × (2) ○ (3) ○  
(4) ○ (5) ×
- 問4 答 (1)、(2)
- 問5 答 (3)

問6 答 (2)  
問7 答 ① (6)項ロ ② (5)項イ  
③ (6)項イ ④ ハ  
⑤ 電話

問8 答 (4)  
問9 答 (2)  
問10 答 (4)

**〔危険物〕**  
問1 答 (2)  
問2 答 (2)

**〔防災〕**  
問1 答 落雷  
問2 答 自主防災組織  
問3 答 (3)

**〔救急〕**  
問1 答 (5)

**〔救助〕**  
問1 答 (4)

**〔石油コンビナート〕**  
問1 答 (3)  
問2 答 (5)

**〔原子力〕**  
問1 答 (3)  
問2 答 (ア)⑨ (イ)⑥  
(ウ)③ (エ)⑦

(オ)⑧

**〔無線法規〕**  
問1 答 (5)

**〔無線工学〕**  
問1 答 (1)

**〔国民保護〕**  
問1 答 (1)  
問2 答 (3)

**〔警防〕**  
問1 答 (5)  
問2 答 (2)  
問3 答 (1)

—— 消防司令問題 ——

**〔組織管理〕**  
問1 答 (4)

**〔人事管理〕**  
問1 答 (5)

**〔消防財政〕**  
問1 答 (2)

**〔警防〕**  
問1 答 (1)  
問2 答 (3)  
問3 答 (4)

**〔救急〕**  
問1 答 (4)

＝ 救急救命士国家試験問題模擬テスト ＝

**〔一般問題〕**  
問1 答 (2)  
問2 答 (5)  
問3 答 (5)  
問4 答 (3)

**〔状況設定問題〕**  
問1 答 (2)  
問2 答 (4)

＝ 予防技術検定模擬テスト ＝

**〔共通〕**  
問1 答 (1)

**〔消防用設備等〕**  
問1 答 (2)  
問2 答 (3)

**〔防火査察〕**  
問1 答 (4)  
問2 答 (3)  
問3 答 (4)

**〔危険物〕**  
問1 答 (3)  
問2 答 (2)

消防官のための

# 救急・救助業務の法律知識

◆消防大学校講師 関 東 一 著 A5判／196頁 定価1,890円(〒290円)

消防機関の行う救急・救助活動業務を執行するうえで最小限必要とされる基本的な法律事項について、さらに救急業務に関する7件の裁判例を含む60項目についてQ&A形式で解説した実務書！

